

建設工事における技術者等の取扱いについて

建設業法施行令の一部を改正する政令により、監理技術者の配置が必要となる下請契約の請負代金の額、現場ごとに主任技術者又は監理技術者を専任で配置することが必要となる建設工事の請負代金の額等が引き上げられ、令和6年12月13日から施行されました。

これに伴い、うるま市が発注する建設工事に配置する技術者等の取扱いについて、下記のとおりとします。

記

(現場代理人の配置)

うるま市建設工事請負契約約款第10条第2項にて常駐が規定されていますが、第3項にて常駐の免除について明記しており、「現場代理人の常駐義務緩和に関する適切な運用について(国土建第161号 平成23年11月14日)」をすべて満たす場合は、他の工事の現場代理人又は技術者等を兼任することも可能とします。

ただし次のいずれかに該当する場合は、「特例を認める要件」にかかわらず現場に常駐配置とします。

- (1) 公告又は特記仕様書等で常駐配置を求めている場合
- (2) 主任技術者(監理技術者)及び専門技術者を兼ねている場合

現場代理人の常駐義務緩和に関する適切な運用について(国土建第161号 平成23年11月14日)

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">① 工事の規模・内容について、安全管理、工程管理等の工事現場の運営、取締り等が困難なものでないこと
(安全管理、工程管理等の内容にもよるが、例えば、主任技術者又は監理技術者の専任が必要とされない程度の規模・内容であること)②発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡をとれること③兼任する工事の件数が少数であること
(工事の規模・内容、兼任する工事間の近接性等にもよるが、例えば2～3件程度)④兼任する工事の現場間の距離(移動時間)が一定範囲内であること
(工事の規模・内容、兼任する工事件数等にもよるが、例えば同一市町村内であること)⑤発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと |
|---|

(主任技術者の配置)

原則として建設業法の規定によることとし、1件の請負金額が4,500万円（建築一式工事は9,000万円）以上の工事の場合に専任配置とし、請負金額が4,500万円（建築一式工事は9,000万円）未満の工事の場合は、主任技術者は複数の工事現場の兼務が可能です。※当該主任技術者が各工事現場においてその職務（施工の技術上の管理等）を誠実にを行うことが可能な範囲に限ります。

ただし次に該当する場合は、請負金額にかかわらず現場に専任配置とします。

- (1) 公告又は特記仕様書等で主任技術者の専任配置を求めている場合

(監理技術者の配置)

特定建設業者で下請代金の総額が5,000万円（建築一式工事は8,000万円）以上となる場合には、「監理技術者資格者証」と「監理技術者講習修了証」が必要です。「監理技術者講習修了証」がない場合、監理技術者として公共工事に配置することができません。

なお、監理技術者を専任で置くことが必要となる建設工事において、特例監理技術者を置く場合（監理技術者を複数の工事現場で兼務させる場合）には、監理技術者補佐を当該工事現場ごとに専任で配置しなければなりません。

(特定建設工事共同企業体)

特定建設工事共同企業体による共同施工方式で施工する場合は、各構成員が技術者を専任で配置しなければならないものとします。

(営業所技術者等が兼務できる建設工事)

建設業法（昭和24年法律第100号）第7条第2号又は第15条第2号においては、建設業の許可の要件として、建設業者は営業所ごとに専任の技術者（以下「営業所技術者」という。）を置かなければならないこととされており、この営業所技術者等は、営業所に常勤して専らその職務に従事することが求められており、**原則として工事現場に配置する主任技術者及び監理技術者にはなれません。**ただし、①～③の各建設工事について要件を満たす場合には現場配置技術者への兼務が可能です。

① 専任で配置する必要がある工事

- (1) 当該営業所において締結された工事であること
- (2) 請負金額が1億円未満（建築一式工事の場合は2億円）未満であること
- (3) 兼任現場数は1工事現場
- (4) 工事現場と営業所の距離
1日の勤務時間内に巡回可能かつ移動時間がおおむね2時間以内
- (5) 下請次数が3次までであること
- (6) 連絡員の配置
- (7) 施工体制を確認できる情報通信技術の措置
- (8) 人員の配置を示す計画書の作成、保存等
- (9) 現場状況を確認するための情報通信機器の設置
- (10) 直接的かつ恒常的な雇用関係にあること

② 専任で配置する必要がない工事（営業所と工事現場が近接している場合）

- (1) 当該営業所において請負契約が締結された建設工事であること。
 - (2) 工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事する程度に工事現場と営業所が近接していること。
- ※「近接」とは、当該営業所と工事現場が同一市内の場合とします。（うるま市発注工事においては、当該営業所がうるま市内に所在し、かつ工事現場がうるま市内の場合となります。）
- (3) 当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制であること。
 - (4) 所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

③ 専任で配置する必要がない工事（②の場合以外）

① の要件をすべて満たすこと

ただし、請負金額は4,500万円未満（建築一式工事の場合は9,000万円未満）であること。